

令和6年度

いきいき産地づくり 支援事業



果樹やホップを栽培したい農家・事業者の皆さまに
導入に関わる補助金を交付します！

事業内容

初年度及び規模拡大部分の、苗木購入費、土壌分析費、支柱・棚設置費、ハウス資材費、肥料購入経費などを補助します。 ※希望者多数の場合は調整します。

対象者 (以下のすべてに該当する方が対象です)

- ①田村市に居住し、田村市内のほ場において栽培を行う方
- ②新規導入及び経営規模拡大のため、販売を目的に栽培を行う方
- ③新規樹種を導入する場合は、果樹講習会へ参加できる方
- ④田村農業普及所又はJA福島さくらの栽培指導を遵守できる方
- ⑤水稲作付をしている場合は、米の生産調整を達成している方
- ⑥市税等に滞納がない方
- ⑦暴力団に所属又は暴力団の統制下にない方

対象品目 ※ 国又は県の補助事業の対象となるものは除きます。

- (1) 果樹関係（りんご、もも、ブルーベリー、ナシ、ブドウ、カキ、ウメ、プルーンなど）
- (2) ホップ関係

対象面積

- (1) 果樹関係：10a以上（ブルーベリーについては5a以上、ハウス栽培は2a以上）
- (2) ホップ関係：特になし

補助額

10a当たりの標準定植本数、標準市場価格等を参考に、実費に対して補助します。

- (1) 果樹関係：1/2以内（補助限度額30万円）
- (2) ホップ関係：1/2以内（補助限度額100万円/10a）

《補助の流れ》

- ①要望書提出（実施者）→ ②ほ場確認（田村農業普及所・田村市農林課）→ ③適否判断
→ ④計画書・補助申請書提出（実施者）→ ⑤補助決定 → ⑥事業実施 → ⑦実績報告
→ ⑧補助金交付

【お問い合わせ先】田村市 産業部 農林課 TEL：0247-81-2511